

# 群馬県やま・さと応援隊活動調査実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、群馬県やま・さと応援隊活動調査(以下、「活動調査」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

## 第2 目的

中山間地域等の農業・農村は、私たちの生活を支え潤す多面的な機能を有しており、将来に渡って保全していく必要がある。

しかし、中山間地域等は平坦地に比べて農業生産条件や生活条件が不利なことから、農地や森林の荒廃が進み過疎化や高齢化が著しく、多面的な機能の保全を一心に担ってきた地域の機能低下が懸念されている。

それらの中山間地域等の課題に対処するために、活動調査では、多面的な機能の保全を担っている地域と地域資源を再評価し、特色を活かした活性化への道筋を示すための活動調査を、学生の若々しい視点・行動力、大学・短期大学・専門学校の高い教養や専門性を活かした企画提案により実施する。

## 第3 活動調査の内容

### (1) 対象地域

次の各号のいずれかに該当する群馬県内の中山間地域等とする。(別表のとおり)

ア 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の各指定地域

イ 市町村ふるさと農村活性化基金を設置している市町村の全域

ウ 中山間地域等直接支払制度の特認地域となっている地域

### (2) 活動内容

地域資源の調査や活用、情報発信を通じて、中山間地域の農業農村活性化に資する活動

### (3) 期間

6月から2月(予定)

## 第4 委託先の資格

(1) 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有する大学、短期大学、専門学校であること。

(2) 大学等の教員と複数の学生によって構成する「やま・さと応援隊」として、群馬県の中山間地域等の集落で活動調査を行うこと。

## 第5 企画提案

### (1) 募集

活動調査を希望する者は、毎年度定める「やま・さと応援隊募集要領」に基づいて、活動調査を企画提案する。

### (2) 選考

県は、「やま・さと応援隊選考要領」に基づいて、提案された活動調査企画を審査して、採用する企画と活動調査を受託する大学、短期大学、専門学校(「受託大学等」という。)を決定する。

## 第6 委託契約

### (1) 契約方法

県は、事業の実施に必要な要件を「委託仕様書」として定め、受託大学等と契約する。

### (2) 契約期間

契約締結または発注の日から契約締結年度の2月28日までの必要な期間とする。

### (3) 委託料

ア 委託料の額は1件あたり50万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、活動計画を踏まえて決定する。

イ 対象経費は、本業務の実施に必要な経費(講師料・謝金、旅費、事務用消耗品、原材料購入費、燃料費、印刷製本費、手数料、通信費、保険料、会場使用料、機器レンタル料など)とする。

ウ 県は、受託大学の活動状況に応じ、委託料の前金払いができる。ただし、前払い金額が委託料の確定額を上回ったときは、受託大学はその差額を県へ返還する。

## 第7 成果品の取り扱い

活動調査の成果品に関する権利は県に帰属する。(ただし、美術工芸作品を除く)

## 第8 県立大学が実施する場合の取扱い

### (1) 予算の配布

県立大学が実施する場合には、上記第6の定めにかかわらず、県と県立大学とが協議の上、事業実施に必要な経費を県立大学に予算配布する。

### (2) その他

予算の執行に関しては上記第6の定めにした取扱いとし、県が「実施仕様書」として定めて、県立大学に通知する。

## 第9 調査実施期間

(1) 年度毎に選考を行い、単年度で活動調査を実施する。

(2) 同一地域でなおかつ同一テーマで実施する場合には、3年間を限度とする。

## 第10 成果の活用

中山間地域の活性化に効果の高いと認められる企画提案について、県は活用に努めるものとする。

## 第11 その他

この要領で定めるもののほか、活動調査の実施に必要な事項については、県で定める。

## 附 則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

(別表)

群馬県の中山間地域等

H28.3.25現在

	市町村	1・2 指定地域或いは市町村基金による全域	3 特認地域
中部	前橋市	—	旧富士見村、旧宮城村
	渋川市	小野子、村上	旧敷島村、旧白郷村、旧長尾村
	榛東村	—	旧相馬村
西部	高崎市	全域	
	藤岡市	全域	
	富岡市	全域	
	安中市	全域	
	上野村	全域	
	神流町	全域	
	下仁田町	全域	
	南牧村	全域	
	甘楽町	—	旧秋畑村、旧小幡町、旧新屋村
吾妻	中之条町	全域	
	長野原町	全域	
	嬭恋村	全域	
	草津町	—	全域
	高山村	全域	
	東吾妻町	全域	
利根沼田	沼田市	利根町、佐山町、上発知町、中発知町、発知新田町、下発知町、岡谷町、奈良町、秋塚町	旧川田村、旧薄根村、旧白沢村
	片品村	全域	
	川場村	全域	
	昭和村	—	旧糸之瀬村
	みなかみ町	全域	
東部	桐生市	全域	
	みどり市	東町、大間々町塩原、大間々町浅原、大間々町小平、大間々町長尾根	旧川内村、旧黒保根村

- 1 法指定地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に促進に関する法律の各指定地域のこと。
- 2 市町村基金とは、中山間ふるさと水と土保全対策事業の趣旨に基づき市町村が設置した基金のこと。
- 3 中山間地域直接支払制度の特認地域となっている地域のこと。